

(別紙)

措置の通知書

青市監報告第 234 号関係分

教育委員会事務局

指摘事項	措置状況
<p>【文化財課】</p> <p>□金券受払簿が青森市公金取扱いに関する運用指針に基づいて、適正に作成、決裁されていないものがあった。</p> <p>＜青森市公金取扱いに関する運用指針＞</p>	<p>□縄文遺跡群世界遺産登録決定記念事業において、文書を発送するにあたり、担当職員から口頭で「84 円切手を 1 枚使う」という申し出とともに、切手の金券受払簿の決裁を求められましたが、払出・残数について、記載しているものと思い込んでしまい、決裁したものです。</p> <p>今後、金券等の使用する際には、必要となる記載事項全ての記載を行うことを改めて職員に周知徹底するとともに、決裁者においても、記載事項全てが記載されているかを確実に確認することで、再発防止に努めます。</p>
<p>【学務課】</p> <p>□造道小学校において、現金出納簿、領収証書受払簿に押印漏れが散見された。</p> <p>＜青森市公金取扱いに関する運用指針＞</p>	<p>□公衆電話料現金出納簿、領収証書受払簿の校長・教頭の押印漏れがあったものです。</p> <p>公衆電話料は 3 か月毎に集金、領収証書を使用して入金しており、現金出納簿の 3 月、領収証書受払簿の 1 月から 3 月までの集計欄を同時に作成していましたが、多くの簿冊がある中、インデックスや付箋等で押印・確認漏れがないようにしていましたが、担当者の確認不足等により、押印漏れが発生したものです。</p>

(別紙)

今後は、書類の確認を徹底し、適切な事務
処理に努めます。

措置の通知書

青市監報告第 234 号関係分

税務部

指摘事項	措置状況
<p>【納税支援課】</p> <p>□ 現金出納簿兼日計表において、記載誤りがある。</p> <p><青森市公金取扱いに関する運用方針></p> <p>【資産税課】</p> <p>□ 金券等受払簿に押印漏れがあり、また、残数について記載する場所の誤りがある。</p> <p><青森市公金取扱いに関する運用方針></p>	<p>□ 現金出納簿兼日計表は、課内金庫への現金保管の有無にかかわらず、現金の取扱いがあった場合は記載しなければならないため、記載がなかった箇所については、青森市公金払込領収証書及び青森市税領収証書控を確認の上、速やかに記載しました。</p> <p>また、現金の取扱いについては、改めて課内研修を実施し、職員に対して周知徹底を図りました。</p> <p>□ 切手の払出しの都度、払出枚数、残数及び使用の理由を確認せず、月計及び累計に係る残数とまとめて確認したため、押印漏れと残数を記載する場所の誤りが生じたものであり、今回の件を受けて、切手を使用する際は、必ず払出枚数、残数及び使用の理由について、払出しの都度確認を行うこととしました。</p> <p>また、切手の使用については、改めて課内研修を実施し、職員に対して周知徹底を図りました。</p>

(別紙)

措置の通知書

青市監報告第 234 号関係分

交通部

指摘事項	措置状況
<p>【管理課】</p> <p><input type="checkbox"/> 業務委託契約等において、過去 2 年間の間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、履行した場合に契約保証金を免除できるとされているが、過去 2 年間に該当しない契約実績で契約保証金を免除していた。</p> <p><青森市企業局財務規程第 167 条></p> <p><青森市財務規則第 134 条第 1 項第 4 号></p>	<p><input type="checkbox"/> 今回の件を受けて、契約保証金免除の取扱いに係る誤りが生じないように、適切に事務処理するため、「契約保証金納付に係る事務処理チェックリスト」を作成しました。</p> <p>今後は作成したチェックリストに基づき、取扱いに十分に注意し正確に事務処理を行います。</p>